

外国語コミュニケーションサポート事業 利用企業等募集要項

1 目 的

国際ビジネスを展開するにあたっては、言葉の問題が大きな課題となっており、自社内ですべて対応することは困難な場合があります。

県では、外部のコールセンターを活用し、県内の企業、団体、店舗等（以下、「企業等」）が行う海外企業とのビジネスや外国人観光客に対する情報提供などのコミュニケーション部分を代行する事業の実施により、県内企業のグローバル化を推進します。

2 事業の内容

この事業では、企業等を対象として、県からの事業を受託した民間事業者（以下、「受託事業者」）により次のサービスを提供します。

（1）日本語文書と外国語文書の相互翻訳

対応言語：英語、中国語（簡体字および繁体字）、韓国語、タイ語

【1回当たり：英・タイ250word、日・簡・繁・韓500文字程度まで】

・海外との連絡文に限ります。

例）商談会参加企業へのお礼の翻訳

・依頼者はフォームに翻訳を依頼する文章を記載し、受託事業者に直接メールで送り、成果品も受託事業者から依頼者に直接送付します。

・文書の内容（契約書等複雑なもの）や、作業に長時間を要する場合、お断りする場合があります。

※1 年間1,000文字／1社あたりまで無料とし、文字数を超過する場合は別途利用料が必要となる場合があります。

（2）電話を活用した通訳

対応言語：英語、中国語、韓国語、タイ語

対応時間：24時間対応【1回当たり15分程度まで】

（ただし、タイ語については平日午前9時から午後6時まで）

例）店舗や観光施設などを訪れた外国人観光客に対し、電話を通じた通訳を介して商品などについての情報を提供。

※受託事業者が開設する専用電話番号に連絡すると通訳が対応します。

（3）テレビ電話通訳（別途利用料が必要）

スマートフォンやタブレットを活用したテレビ電話通訳サービス。

対応言語：英語、中国語、韓国語、タイ語

対応時間：24時間対応【1回あたり最大1時間まで】

（ただし、タイ語については平日午前9時から午後6時まで）

例）自社施設などを訪れた海外バイヤーに対し、テレビ電話を通じた通訳を介して施設、商品などの情報を提供。

※1 月額1,000円／1端末あたり、300円／分の通訳費用が必要となります。

※2 最大1時間を超過する場合は、事前に受託事業者へご相談ください。

※3 希望日の10営業日前までに受託事業者まで申込みください。

※4 情報端末は自社にてご用意ください。

※5 詳細については、受託事業者までお問い合わせください。

3 受託事業者名

株式会社テレコメディア

本 社：東京都豊島区高田 3-37-10

徳島コールセンター：徳島市山城町東浜傍 1-1

TEL：03-5952-2000

4 サービスを利用できる企業等の要件

上記2に示す「翻訳・通訳のサービス」を利用できる企業等は、次の要件を満たすこととします。

- (1) 徳島県内に本社あるいは事業所などを置く企業等であること
- (2) 海外企業との継続したビジネスを行う（または行おうとしている）、あるいは外国人観光客の恒常的な利用が認められる企業等であること
- (3) この事業による翻訳・通訳サービスにより海外企業とのビジネスの推進、あるいは外国人観光客の利用の増加等が見込まれること

5 利用手続き

- (1) サービスの利用を希望する企業等には、県に対し様式第1号「外国語コミュニケーションサポート事業 利用申請書」に必要事項を記入の上ご提出いただきます。
- (2) 県は申請書の内容を審査し、4に示す要件を満たすときは申請者に対して様式第2号「外国語コミュニケーションサポート事業 利用許可書」により通知するとともに、様式第3号「誓約書」をご提出いただきます。
- (3) 県は、誓約書の提出を確認した後、受託事業者に対して利用を許可した企業等の名称、連絡先などを伝えとともに、利用を許可した企業等に対しては翻訳・通訳サービスの利用手順等についてお伝えします。

6 利用期間および費用

- (1) 利用期間：県が誓約書を確認した日から令和8年3月31日までの間
- (2) 費用：無料（翻訳の文字数超過、テレビ電話通訳を除く）

7 利用にあたっての留意点

- (1) この事業の実施について検証するため、県から、翻訳・通訳サービス利用の効果等についての調査を行いますのでご協力ください。
- (2) 次のような場合は利用許可を取り消すことがあります。
 - ①「4 サービスを利用できる企業等の要件」を満たさなくなったとき
 - ②県からの利用状況に関する調査等についての協力要請や、利用に関する指示に従わないとき
 - ③受託事業者が翻訳・通訳サービスの提供のために開設した専用の連絡先を他者に漏らしたとき
 - ④翻訳・通訳の内容が公序良俗に反するものと認められるとき
 - ⑤受託事業者に対し大量の翻訳、長時間の通訳など過度な要求を行ったとき
 - ⑥その他、県において不適當であると判断したとき

8 問い合わせ先

徳島県経済産業部経済産業政策課商務流通室（担当：町田、永井）

〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地

電話(088)621-2320 ファクシミリ(088)621-2897

E-mail : keizaisangyouseisakuka@pref.tokushima.lg.jp